

市第77号議案

首都高速道路株式会社が高速道路事業の許可事項を変更
することについての同意

首都高速道路株式会社から、同株式会社が行う高速道路事業について道路整備特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣の許可を受けた事項の一部を変更するため国土交通大臣に許可申請するのに際し、同条第 7 項において準用する同条第 3 項の規定により同意を求められたので、これに同意する。

平成26年 9 月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

第 1 申請の対象となる高速道路の路線名

- 1 神奈川県道高速横浜羽田空港（中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで）
- 2 神奈川県道高速湾岸（金沢区並木三丁目から鶴見区扇島まで）
- 3 横浜市道高速 1 号線
- 4 横浜市道高速 2 号線
- 5 横浜市道高速湾岸線
- 6 横浜市道高速横浜環状北線
- 7 横浜市道高速横浜環状北西線

第 2 変更内容

料金の額及びその徴収期間

料金の額及びその徴収期間 4 中「平成62年」を「平成77年」に改める。

提 案 理 由

首都高速道路株式会社から、同株式会社が行う高速道路事業の許可事項を変更することについて同意を求められたので、道路整備特別措置法第 3 条第 7 項において準用する同条第 4 項の規定により提案する。

参 考**道路整備特別措置法（抜粋）**

（高速道路の新設又は改築）

第3条 会社は、機構と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下「機構法」という。）第13条第1項に規定する協定（以下単に「協定」という。）を締結したときは、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第6条の規定、道路法第12条、第15条、第16条第1項若しくは第2項本文、第17条第1項から第3項まで若しくは第88条第2項の規定又は同法第16条第2項ただし書若しくは第19条第1項の規定に基づき成立した協議（同法第16条第4項又は第19条第4項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 会社は、前項の許可を受けようとするときは、協定その他国土交通省令で定める書類を添付して、当該協定の対象となる高速道路（当該高速道路について2以上の会社が協定を締結した場合には、当該協定に対応する高速道路の各部分）ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- (1) 高速道路の路線名
- (2) 新設又は改築に係る工事の内容
- (3) 収支予算の明細
- (4) 料金の額及びその徴収期間

3 会社は、第 1 項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、申請に係る高速道路が、道路法第 13 条第 1 項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）外の一般国道である場合にあっては当該高速道路の道路管理者と協議し、都道府県道又は道路法第 7 条第 3 項に規定する指定市（以下「指定市」という。）の市道である場合にあっては当該高速道路の道路管理者の同意を得なければならない。

4 前項の規定により道路管理者が協議に応じ、又は同意をしようとするときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 5 項省略）

6 会社は、第 1 項の許可を受けた後、第 2 項第 1 号、第 2 号（国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第 4 号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

7 第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の場合について準用する。ただし、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分とこれら以外の部分とで構成されている高速道路にあっては、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分について第 2 項第 1 号、第 2 号（前項の国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第 4 号に掲げる事項を変更しようとする場合に限る。

（第 8 項から第 10 項まで省略）

事計 第 19 号

平成26年7月1日

横浜市

代表者 横浜市長 林 文子 殿

首都高速道路株式会社

代表取締役社長 菅 原 秀 夫 (印)

「都道首都高速1号線等に関する事業」の変更について
(同意申請)

標記について、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第6項の規定に基づき、「都道首都高速1号線等に関する事業」のうち、貴市が道路管理者である高速道路について、別添のとおり変更したいので、同条第7項の規定において準用する同条第3項の規定に基づき、同意を求めます。

第 1 申請の対象となる高速道路の路線名

- 1 神奈川県道高速横浜羽田空港（横浜市中区本牧ふ頭から同市鶴見区寛政町まで）
- 2 神奈川県道高速湾岸（横浜市金沢区並木三丁目から同市鶴見区扇島まで）
- 3 横浜市道高速 1 号線
- 4 横浜市道高速 2 号線
- 5 横浜市道高速湾岸線
- 6 横浜市道高速横浜環状北線
- 7 横浜市道高速横浜環状北西線

第 2 変更内容

- 3 料金の額及びその徴収期間
別紙— 5〔 4〕中「平成 62 年」を「平成 77 年」に改める。

位 置 図

- 神奈川県道高速横浜羽田空港（中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで）
- 神奈川県道高速湾岸（金沢区並木三丁目から鶴見区扇島まで）
- 横浜市道高速 1 号線
- 横浜市道高速 2 号線
- 横浜市道高速湾岸線
- 横浜市道高速横浜環状北線
- 横浜市道高速横浜環状北西線

